

「FFRIセキュリティ マネージド・サービス利用契約条項」新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示す。)

現 行	変 更 後
<p>(頭書き) (省略)</p> <p>第1条 (定義)</p> <p>1. 「本製品」とは、当社のソフトウェア製品である「FFRI yarai」および「FFRI AMC」をいいます。</p> <p>2. 「FFRIセキュリティ マネージド・サービス」とは、当社が <u>FFRI yarai Cloud</u> の環境で本製品を用いてお客様のセキュリティ運用を支援するサービス (以下「本サービス」といいます。) をいいます。</p> <p>3. 「FFRI yarai Cloud」の詳細については、別途「FFRI yarai Cloud サービスガイド」に定めるとおりとします。</p> <p>第2条 (前提条件)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 本サービスを利用する前提として、FFRI yarai Cloud 環境での本製品の利用が必要となります。また、本サービス利用可能な機器数は、原則として、100台以上かつ10,000台以下とします。</p> <p>3. (省略)</p> <p>第3条 (本サービス)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は以下の内容の本サービスを提供します。</p>	<p>(頭書き) (変更なし)</p> <p>第1条 (定義)</p> <p>1. 「本製品」とは、当社のソフトウェア製品である「<u>FMS用 FFRI yarai</u>」および「<u>FMS用 FFRI AMC</u>」をいいます。</p> <p>2. 「FFRIセキュリティ マネージド・サービス」とは、当社が <u>自社開発ソフトウェアを活用してアラートモニタリング、インシデント初動調査、定期レポートおよび製品サポート等を提供するマネージド・サービス</u> (以下「本サービス」といいます。) をいいます。</p> <p>3. 「<u>FMS用 FFRI yarai Cloud</u>」の詳細については、別途「FFRI yarai Cloud サービスガイド」に定めるとおりとします。</p> <p>第2条 (前提条件)</p> <p>1. (変更なし)</p> <p>2. 本サービスを利用する前提として、<u>FMS用 FFRI yarai Cloud</u> 環境での本製品の利用が必要となります。また、本サービス利用可能な機器数は、原則として、100台以上かつ10,000台以下とします。</p> <p>3. (変更なし)</p> <p>第3条 (本サービス)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. 当社は以下の内容の本サービスを提供します。</p>

<p>(1)アラートモニタリングサービス</p> <p>FFRI yarai によりマルウェア等を検知した場合、当社セキュリティのエキスパートがインシデントレスポンスの要否を判定した上で、お客様に確認や対応を促す通知を行います。事前にお客様と合意した範囲内で端末隔離を行います。過検知が確認された場合はチューニング方法をご連絡します。また、バージョンアップの必要性や稼働状況を確認します。</p> <p>(2)インシデント初動調査サービス (省略)</p> <p>(3)レポートサービス</p> <p>FFRI yarai Cloud のアラート情報を集計して月次で報告書を提出します。</p> <p>(4)製品サポートサービス</p> <p>本サービスまたは本製品に関する問い合わせに<u>対応いたします。詳細は本条第5項をご確認ください。</u></p> <p>3. 本サービスをご利用いただくため、当社はお客様環境で発生したアラートを FFRI yarai Cloud 上でモニタリングする各種初期設定を行います。</p> <p>お客様環境における本製品の導入に伴う運用設計支援については、別途初期費用をいただいで支援いたします。なお、当該初期費用については、導入台数やお客様環境によって変動しますので、個別にお見積りさせていただきます。</p> <p>4. 本サービスにおける制限事項は以下のとおりとします。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2)インシデント初動調査サービスによる調査範囲は、FFRI yarai のログ収集ツールで取得するログ等の情報となります。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4)FFRI yarai のお客様端末におけるインストールや展開作業、バージョンア</p>	<p>(1)アラートモニタリングサービス</p> <p><u>FMS 用</u> FFRI yarai によりマルウェア等を検知した場合、当社セキュリティのエキスパートがインシデントレスポンスの要否を判定した上で、お客様に確認や対応を促す通知を行います。事前にお客様と合意した範囲内で端末隔離を行います。過検知が確認された場合はチューニング方法をご連絡します。また、バージョンアップの必要性や稼働状況を確認します。</p> <p>(2)インシデント初動調査サービス (変更なし)</p> <p>(3)レポートサービス</p> <p><u>FMS 用</u> FFRI yarai Cloud のアラート情報を集計して月次で報告書を提出します。</p> <p>(4)製品サポートサービス</p> <p>本サービスまたは本製品に関する問い合わせについて、<u>本条第5項に従い対応いたします。</u></p> <p>3. 本サービスをご利用いただくため、当社はお客様環境で発生した前記アラートを <u>FMS 用</u> FFRI yarai Cloud 上でモニタリングする各種初期設定を行います。</p> <p>お客様環境における本製品の導入に伴う運用設計支援については、別途初期費用をいただいで支援いたします。なお、当該初期費用については、導入台数やお客様環境によって変動しますので、個別にお見積りさせていただきます。</p> <p>4. 本サービスにおける制限事項は以下のとおりとします。</p> <p>(1) (変更なし)</p> <p>(2)インシデント初動調査サービスによる調査範囲は、<u>FMS 用</u> FFRI yarai のログ収集ツールで取得するログ等の情報となります。</p> <p>(3) (変更なし)</p> <p>(4)<u>FMS 用</u> FFRI yarai のお客様端末におけるインストールや展開作業、バ</p>
--	---

ップ等、端末運用は本サービスの対象外とします。

5. (省略)

第4条 (本サービスの提供中止)

当社は、FFRI yarai Cloud を利用して本サービスをお客様に提供いたします。このため、FFRI yarai Cloud のメンテナンス等やむを得ないとき、本サービスの一部または全部の提供を中止することができるものとします。なお、本サービス提供中止によりお客様に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条 (責任範囲)

1. 第3条において記載された当社が提供する各種のサービスは、いかなる意味でも、本製品におけるマルウェア等の検知に対する対応や調査の完全性、網羅性、正確性等を保証するものではありません。

(新設)

(新設)

ージョンアップ等、端末運用は本サービスの対象外とします。

5. (変更なし)

第4条 (本サービス提供の一時中断等)

当社は、FMS用 FFRI yarai Cloud を利用して本サービスをお客様に提供いたします。このため、FMS用 FFRI yarai Cloud の定期メンテナンスとして事前通知している場合、または緊急メンテナンスを要する場合、あるいは災害などの発生に伴い当社がやむを得ないと判断した場合には、本サービスの一部または全部の提供を一時中断または中止することができるものとします。なお、本サービス提供の一時中断や中止に伴いお客様に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5条 (責任範囲)

1. 第3条において記載された当社が提供する各種のサービスおよび本製品は、いかなる意味でも、マルウェアに対する完全な防御および検出を保証するものでなく、お客様が使用する端末およびその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないことを保証しません。
2. FMS用 FFRI yarai に搭載されている EDR 機能は、脅威情報の照合後に対象ファイルがお客様の組織内から発見されなかった場合も、お客様の組織内に対象ファイルが存在しないことを保証するものではありません。また、EDR 機能における隔離機能についても、端末の完全な隔離を保証するものではなく、マルウェアの感染拡大防止を保証するものではありません。なお、お客様が「FMS用 FFRI AMC」に投入した脅威情報につきましては、当社は関知いたしません。
3. 本製品にバグ等の不具合が判明したときは、当社において修正ファイルを提供することによって、当社のお客様に対する責任がすべて果たされたものとします。

<p>2. 当社は、<u>本サービスおよび本製品の提供に起因してお客様または第三者に損害その他の不利益等が生じた場合も、結果的損害、派生損害、間接損害、付随的損害、特別損害および逸失利益に関して、一切責任を負いません。</u></p> <p>(新設)</p> <p>3. 当社が<u>本サービスおよび本製品</u>に起因してお客様または第三者に対して負担する責任の総額は、理由や責任の種類の如何にかかわらず、損害が発生する直前の1年間に本サービスに対してお客様が支払った対価の額を上限とします。</p> <p>(新設)</p> <p>第6条（譲渡等の禁止） (省略)</p>	<p>4. 当社は、<u>本製品の動作不良やバグ等の不具合などを含め、本製品（EDR機能を含む。）の使用や製品サポートサービスおよび本サービスの提供に起因してお客様または第三者に損害その他の不利益等が生じた場合も、結果的損害、派生損害、間接損害、付随的損害、特別損害および逸失利益に関して、一切責任を負いません。</u></p> <p>5. 当社は、<u>以下の事由に起因してお客様または第三者に損害その他の不利益等が生じた場合、一切責任を負いません。</u></p> <p>(1) <u>FMS用FFRI AMCに保存される各種ログの保存期間(FMS用FFRI yarai Cloudにおいては1年間（1年未満であってもFMS用FFRI AMCの使用許諾期間が満了した場合においては、ログが削除されます。）が経過し、自動削除となったログ情報を確認できないこと。</u></p> <p>(2) <u>当社が定めるFFRI yarai Cloud サービスガイドに記載されたメンテナンスのため、FMS用FFRI yarai Cloud を利用できないこと。</u></p> <p>(3) <u>FMS用FFRI yarai Cloud を利用する上で必要なパスワード等の認証情報をお客様の責任により紛失、漏洩したことに基づいて発生した不正アクセス。</u></p> <p>6. 当社が本契約に起因してお客様または第三者に対して負担する責任の総額は、理由や責任の種類の如何にかかわらず、損害が発生する直前の1年間に本サービスに対してお客様が支払った対価の額を上限とします。</p> <p>7. <u>上記責任等の制限は、関係法令上認められる限度で適用されるものとします。</u></p> <p>第6条（譲渡等の禁止） (変更なし)</p>
---	---

<p>第7条（秘密保持） （省略）</p> <p>第8条（解除等） お客様が本条項に違反した場合、当社は本サービスにかかる契約を解除することができます。この場合、<u>本サービスのもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第9条（準拠法および裁判管轄） （省略）</p>	<p>第7条（秘密保持） （変更なし）</p> <p>第8条（解除等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客様が本契約に違反した場合、当社は本契約を解除することができます。この場合、<u>お客様は本製品を一切使用することはできず、お客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。</u> 2. <u>前項に定める他、お客様が下記の各号の一に該当した場合、当社は催告その他何等の手續を要することなく、直ちに本契約を解除することができます。</u> <ol style="list-style-type: none"> (1) <u>暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）であること、または反社会的勢力であったこと。</u> (2) <u>脅迫的な言動をすること、暴力を用いること、または当社の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</u> (3) <u>偽計または威力を用いて当社の業務を妨害すること。</u> (4) <u>反社会的勢力による被害を防止するための指針が排除の対象とする不当要求をすること。</u> (5) <u>反社会的勢力である第三者をして前3号の行為を行わせること。</u> (6) <u>反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</u> 3. <u>本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本製品およびそのすべての複製物を破棄するものとします。</u> <p>第9条（準拠法および裁判管轄） （変更なし）</p>
---	--

第10条（本条項の変更）

当社は、本条項を随時変更することがあります。

なお、この場合には、本サービス利用の前提条件、本サービス内容等については、変更後の条項を適用するものとします。

最新の内容につきましては、本条項の Web ページ (https://www.ffri.jp/services/FFRISecurity_Managed_services/agreement.htm) にアクセスして参照してください。

第11条（適用）

（省略）

（新設）

2022年7月8日 制定

第10条（本条項の変更）

当社は、個別にお客様と合意をすることなく本契約の内容を変更することができます。また、当社は、お客様に事前の通知を行うことなく製品サポートサービスの内容、その他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約または製品サポートサービスの内容、告知内容は無効となり、最新の内容が適用されるものとします。

最新の内容につきましては、本条項の Web ページ (https://www.ffri.jp/services/FFRISecurity_Managed_services/agreement.htm) にアクセスして参照してください。

第11条（適用）

（変更なし）

第12条（情報収集ポリシー）

お客様は本サービスにおける本製品の使用にあたり、FMS用FFRI yarai 情報収集ポリシー（https://www.ffri.jp/information/privacy/fms_yarai_privacy_policy.htm）およびFMS用FFRI AMC 情報収集ポリシー（https://www.ffri.jp/information/privacy/fms_amc_privacy_policy.htm）に同意する必要があります。

2022年10月12日 改定